

<やまぎん> 純金積立をご契約の皆さまへ

純金積立の売却時等における「金地金等の譲渡の対価にかかる 支払調書制度」についてのお知らせ

平成23年度税制改正により、「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」が創設されました。

「金地金等の譲渡の対価にかかる支払調書制度」の概要

平成24年1月1日以降に行われる金地金の売却取引等について、売却金額が200万円を超える場合に、金地金等取扱業者（当行）が、お客さまの本人確認を行ったうえで、お客さまのお名前、ご住所、売却金額、支払日等が記載された「支払調書」を作成し、税務署へ提出することが義務付けられました。

ご契約いただいている純金積立の売却、解約をいただくにあたって

上記のお手続きの際、本人確認資料（運転免許証、健康保険証等）による本人確認を行わせていただきます。

売却金額が200万円を超える場合、当行で上記支払調書を作成し、税務署に提出させていただきます。

【参考】 金売却時の課税について

通常、個人のお客さまが金を売却して得た利益は「譲渡所得」となります。譲渡所得には年間50万円の特別控除がありますので、金の売却益と他の譲渡所得とを合算して50万円を超えた金額が課税対象となります。

また、保有期間が5年以内の場合の売却益は「短期譲渡所得」、5年を超える場合の売却益は「長期譲渡所得」となり、課税金額の算出方法が異なります。

短期譲渡所得（売却時点で過去5年以内に購入した分）

課税短期譲渡所得 = 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額

長期譲渡所得（売却時点で過去5年超前に購入した分）

課税長期譲渡所得 = {総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額} × 1/2

特別控除額: 50万円（譲渡所得全体で50万円）

短期譲渡所得と長期譲渡所得がある場合、特別控除額はまず短期譲渡所得にあたるものから控除させます。

なお、譲渡所得は、お客さまご自身で確定申告をする必要があります。確定申告や譲渡所得の詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

(平成23年12月)